放射光科学賞内規

- 1. 日本放射光学会が規定する学術賞等の一つとして、放射光科学賞を設ける。
- 2. 本賞は、放射光科学の進展に大きく貢献した研究者、または研究グループの功績を讃えるために授与するものである。
- 3. 受賞対象者は、我が国の放射光科学の発展、放射光科学による我が国の科学技術の 革新などに著しい貢献をした研究者、または研究グループであり、学会員である必 要はない。
- 4. 選考は以下の手続きによる。
 - 応募方法は他薦とし、応募方法の詳細、応募書類は、募集要項に従う。
 - 選考は学術賞等選考委員会が行なう。
 - 学術賞等選考委員会で毎年1名,または、1グループの候補を決定し、委員長が 評議員会に諮り、評議員会の承認をもって決定する。但し、該当がない場合は授 与しない。
 - 選考結果は、総会で報告する。
- 5. 表彰は、日本放射光学会年会において行う。